

3月・4月は住民異動シーズン
届け出をお忘れなく

■住所変更などの主な届け出

こんなとき	届け出の種類	届け出に必要なもの	届け出期限
村外から移ってきたとき	転入届	□転出証明書(前住所地で発行) □国民年金手帳(加入者のみ)	本村に来てから14日以内
村外へ移るとき	転出届	□国民健康保険証(加入者のみ) □印鑑登録証(登録者のみ) □転出先の住所	村外に移る前に
村内で住所を変更したとき	転居届	□国民年金手帳(加入者のみ) □国民健康保険証(加入者のみ)	引っ越した日から14日以内
世帯主が変わったとき	世帯主変更届	□国民健康保険証(加入者のみ)	変更した日から14日以内
加入している保険が変わったとき	取得届	□国民健康保険証(世帯に加入者がいる場合) □資格喪失証明書	異動した日から14日以内
	喪失届	□国民健康保険証 □新しい保険証	異動した日から14日以内

※印鑑はどの届け出にも必要ですので、忘れずに持参してください。

3月から4月にかけては、転勤や就職、進・入学などにより住民異動が多くなります。この時期、初めて住所変更する方も多いことでしょう。

正しい住所を届けていないと、国民年金や国民健康保険、児童手当などの給付が受けられなくなる場合があります。さらに、お子さんの入学などさまざまな場面において影響が出てきてしま

まいます。

右の表に該当する方は、届出の種類に応じて必要なものを持参し、役場住民福祉課窓口で異動の手続きを行ってください。

また、国民健康保険や国民年金に加入している方は、保険証や年金手帳も忘れずに持参してください。

■ 村住民福祉課住民係 ☎ 49・3113

国民年金 保険料免除の
手続きをされた方へ

〈国民年金保険料免除〉
承認期間 7月から翌年6月までの1年間

継続方法 毎年7月に申請を行う必要があります。しかし、申請書の継続希望欄に「はい」と記入することにより翌年度以降は申請をすることなく審査を受けることができます。

免除審査 ①申請者本人②申請者の配偶者③世帯主のそれぞれの前年所得を確認して審査を行います。 ※未申告の場合は審査できませんので、毎年必ず所得申告を行ってください。

〈学生納付特例免除〉
承認期間 4月から翌年3月までの1年間

継続方法 毎年、申請手続きが必要です。申請書に記入した「在学予定期間」に基づき、毎年3月末ごろにハガキ形式の申請書が郵送されますので、記入して返送してください。ただし、4月中旬になつて

も申請書が手元に届かない場合や学校が変わった場合、在学予定期間を延長した場合などは、学生証の写しを添えて改めて申請手続きを行ってください。

追納制度 学生納付特例の承認を受けた期間が10年以内の場合、後から保険料を納付(追納)することにより将来受ける老齢基礎年金が増額します。

■ 審査結果

日本年金機構で審査を行い、審査終了後、「結果通知書」が送付されます。審査などには2〜3カ月程度かかります。審査結果が出るまでの間、行き違いで納付案内書などが送付される場合がありますが、手続き期間中は納付書を保管してください。

■ 村住民福祉課住民係 ☎ 49・3113 / 白河年金事務所 国民年金課 ☎ 0248・27・4161

仮設焼却炉監視委員会を設置

村では、環境省が設置する仮設焼却炉に対して、安全運転の確認と関係機関の情報共有を目的に「鮫川村仮設焼却炉監視委員会」を設置。第1回目の会議を1月21日に開催しました。

会議には、村議会議員および行政区長が出席し、今後、各行政区から1名ずつ公募で選出した住民の計25名で構成します。監視体制については、仮設焼却炉周辺の空間線量および表面汚

染度測定を週1回、バグフィルター出入口の放射性セシウム濃度測定を月2回実施。また、村独自として、排ガスの放射性セシウム濃度測定を年2回、河川水および土壌の放射性物質濃度測定を月1回行います。

なお、これらの測定結果については、村広報紙およびホームページで公表していきます。

■ 村地域整備課環境係 ☎ 49・3196



第1回仮設焼却炉監視委員会

内部被ばく検査を実施しました

県では、県民の安心・安全と将来の健康管理のため、ホールボディカウンター車による内部被ばく検査を実施しています。

鮫川村においても1月22日から2月9日までの期間中、村公民館で行われ、対象となった4歳から18歳までの子どもおよび妊婦419人が受診。検査内容の説明を受けたあと、体表面検査、ホールボディカウンターによる検査が行われました。

今回の結果については、同意書に記載された住所に郵送されます。また、データは県民健康管理調査の受託先である福島県立医科大学に保管。原子力発電所事故によって環境に放出された放射性セシウムから一生のうちに受けると思われる線量を推計し、今後の健康管理に役立てられます。



ホールボディカウンターによる検査

■ 村住民福祉課健康係 ☎ 49・3112

予防接種は
お済みですか

二種混合、三種混合、四種混合、不活化ポリオ、日本脳炎およびMR(はしか・風しん)の定期予防接種が期間内に済んでいないお子さんは、早めに接種しましょう。

母子健康手帳の確認をお願いします。

〈MR(はしか・風しん)〉

対象者 ①1歳〜2歳未満②

幼稚園児③中学1年生④

高校3年生 ※③、④を対象

とした定期予防接種は今年度

で終了となります。

接種期間 ②③④は3月31日

(日)まで ※期間終了後は全

額自己負担となります。

〈日本脳炎予防接種の特例接種〉

定期接種対象者以外で平成17年からの積極的勧奨の差し控えにより、過去に1期、2期の予防接種が完了していない平成7年4月2日〜平成19年4月1日まで生まれたお子さんは、不足分を定期の予防接種として受けることができます。

■ 村住民福祉課健康係 ☎ 49・3112